

## 大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

### 一 検討規定の追加

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、要排出抑制施設その他の工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則第二条第一項関係）

### 二 その他

その他所要の規定を整理すること。